

地産地消の意義と可能性

●地域で生産された地場産農林水産物・食品（以下「地場産物」という）を、地域で消費・活用する「地産地消」の取組は、農産物直売所などでの地場産物の人気の高まり、学校・施設給食での地場産物の使用拡大、観光・交流事業における地域の魅力づくりにもつながるなど、新たな意義や価値も加わり、進化しています。

●生産と消費の距離や関係が近く、身近な地域で資源や経済循環が見える化されることで、作り手の意欲や使い手の意識も高まります。それにより、生産活動への理解拡大、耕作放棄地の解消、自然環境の保全、安全な生産物への志向、未利用資源の活用などにもつながっています。

●近年、SDGs などへ社会的関心が高まる中、私達の健康増進、食品ロス対策、輸送距離の削減による環境負荷軽減、社会的弱者への対応や支援など、今日的な社会課題でも地産地消の取組みが課題解決の一助になるとして期待されています。

●また、気候変動の激化による生産環境の変化、自然災害の多発、物流やエネルギー問題、国際紛争の拡大などを背景に、安定的な食料確保が求められるなか、地域内や近隣の産地と連携して食料生産や食材調達を進めることは、足元の食料安全確保にもなります。

●幅広い世代において、地産地消を意識・行動する機運を高め、地産地消の実践に向けた行動変容を促すことは、今般改正された「食料・農業・農村基本法」の基本理念である、国民の食料安全保障にもつながるものです。

第1回 地産地消オピニオン会議(まちむら交流きこう)

(参考)地産地消とは(農林水産省ホームページより)

(六次産業化・地産地消法 第25条) ○国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)をその生産された地域内において消費すること(消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。)。○地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費すること。